

療護施設で展開するホームヘルプサービス

山口県・鼓澄苑 橋本 里美

はじめに

鼓澄苑は、山口県徳山市の市街地より車で15分程度の郊外に位置しています。当市は、現在10万人程度の市ですが、来年4月には2市2町の合併が行われ、人口も約16万人の中核都市「周南市」へと変貌を遂げようとしており、地域の行政システムも大きく変わろうとしています。一方、障害者に関する施策も戦後50年以上続いた措置制度から、利用される方が自らの意思でサービスを選択する契約制度へと転換されようとしています。私が所属する指定訪問介護事業所「鼓ヶ浦ケアセンターはあと」においても来年4月の支援費制度の施行に向けてその事業戦略と展開に思慮しているところです。

さて、当施設のホームヘルプサービス事業への取り組みは、平成8年4月に在宅介護支援センターが開設されるにあたり、その中でホームヘルプ事業を実施するという事で社会福祉協議会より徳山市東部の3支所管内に派遣されていたヘルパーが訪問していた利用者をそのまま引き継ぐという形で始まる予定でした。しかしながら、20名近くの利用者に対してサービスを提供する登録ヘルパーが度々の募集広告にも関わらず3名しか集まらず、断腸の思いでヘルパーが集まるまでは、3支所の利用者を2支所の利用者のみへ変更していただき、事業はなんとか開始したのです。

その後、在宅介護支援センターの相談援助機能も



施設全景

あり、平成11年度実績利用者数は、100名以上に増加、平成12年には事務所も「ケアセンターはあと」として独立しました。利用者のニーズは地域の高齢化に伴い増加していきましたが、ヘルパーの増員が思うようにいかず派遣に非常に苦しみながらも事業自体は大きく伸びていったように思います。

サービスの利用者

介護保険制度の利用者が75～87名程度、軽度生活援助事業（介護保険非該当者に対する援助で単市事業）の利用者が5～10名、身体障害者居宅介護等事業の利用者が2～4名、精神障害者居宅介護等事業の利用者が1名、派遣回数は850～1100回（身体介護の派遣回数が4割、家事援助が4割、複合型が2割程度）（月平均）という状況にあります。

入院・死亡等により月の利用者数の変動が非常に大きいという面もありますが、利用者のニーズの変化に伴い需要はますます拡大する方向にあり、設立時年間1,915件の訪問が平成13年度には10,774件と約5倍強に、収入面も約3倍となっており今後の取り組み方次第で有望な事業といえるのではないかと思います。

ヘルパーの体制

常勤1名・非常勤4名・登録ヘルパー17名の22名体制となっています。訪問時間は7：00～20：00、休業日は1月1日、地区により2チームに分けそれぞれサービス提供責任者がおり登録ヘルパーを10名程度ずつ配置するという形態です。

登録ヘルパーは利用者の自宅に直接訪問しますが1日1回は事業所に寄り、記録・報告を責任者に提出するようにしています。

特徴

資質の向上のため月2回、チームごとに検討会を実施しています。（時間がないので11：45～12：30

程度、昼食は大急ぎで)

連絡は24時間体制。事業所から携帯電話へ転送されるようになっていました。

入浴介助の利用者は血圧計を持参し、医療と連携を取りながら派遣を行っています。

留意している点

事業所名「鼓ヶ浦ケアセンターはあと」は、心(はあと)のこもったサービスを提供していくことをモットーに名付けました。ヘルパーの資質の向上と利用者に対する接遇向上を常に考えるように留意しています。対人援助のサービスは、人材育成が非常に重要だと考えています。

利用者の確保

当事業所の利用者は居宅介護支援事業所からの依頼により利用されるケースが多いのですが、施設内の在宅介護支援センターのみならず他に6カ所の指定居宅支援事業所からも依頼がありサービスを提供しています。口コミで当事業所を利用される方もあり、良いサービスを提供することを心がけ人材を育てていけばサービスの依頼は今後、増大すると思います。

療護施設としてとりくむ意義

鼓澄苑は、在宅サービスに関する機能が比較的充実しており、身体障害者デイサービス事業、老人デイサービス事業、在宅介護支援センター事業、市町村障害者生活支援事業、訪問介護事業を実施しているほか療護施設のショートステイ事業も相互に連携しながら、サービスを提供しています。

例えば、身体障害者デイサービス事業に行く準備が思うようにできない方に対しては、送迎バスの到着前にヘルパーが訪問し、その準備を行う。また、療護施設のショートステイを利用されるということもあるので、連携が取りやすく、利用者の在宅での状況、デイでの状況を多面的に捉えることができ、

各事業所が総合的にその利用者を把握し、問題解決の糸口をつかめることもあります。

さらに、障害のある利用者の特性や介護でわからないことがある時は、療護施設の職員よりアドバイスをもらうこともあります。療護施設の通所事業を利用されている方も、同じ施設の中に在宅へ良質な家事・介護サービスを派遣する事業所があるということ是非常に心強いのではないのでしょうか。

今後の方向性

障害者の施設であり、隣接して養護学校もあるのですが、障害者の利用は現在のところ少ない状況にあり、来年4月の支援費制度に向けての課題は障害者の利用者を増やすことにあると考えています。新設された日常生活支援(仮称)は、全身性障害者や常時見守りが必要な方が対象となっていることから、通常派遣される時間よりも長時間の利用が予想されています。また、当市では社会福祉協議会のみ委託されていたガイドヘルパー派遣事業も、支援費制度では移動介護となり、契約を結ぶことで自由に事業所が選択されるようになります。したがって障害者施設に併設する当事業所としては、「児童・知的・身体障害の居宅介護等の事業も実施しています」ということを、広くアピールするとともに在宅障害者との信頼関係を深め、利用者の確保と事業の発展に努めていきたいと考えています。



ホームヘルプサービスの様子